

台風等による講習会の開催中止の扱いについて

台風等が接近した場合、この「台風等によるセミナーの開催中止の取り扱いについて」を基に、事務局と運営委員とが協議のうえ対応を決定する。

【開催の延期／中止の判断】

- 1 講習会前日の静岡地方気象台発表の予報で、暴風警報及び大雨警報の両方が発令中の場合、又は、暴風・大雨のどちらかの特別警報が発令中の場合は、原則休講とし、代替日を検討する。
- 2 開講当日、午前6時の時点で暴風・大雨の特別警報及び警報が発令中の場合、休講とし、代替日を検討する。
- 3 講習中に上記警報（暴風警報及び大雨警報又は、どちらかの特別警報）が発令された場合は、原則その時点で休講とし、残りのカリキュラムを代替日に開講することを検討する（継続講座）。

【連絡】

- 4 休講を決定した場合は、講師、受講生にメール等で速やかに連絡する。
※松田病院ホームページ新着情報「第33回静岡県西部地区ストーマリハビリテーション講習会」に中止案内を掲載。
- 5 受講決定通知案内に、当日問い合わせ用の電話番号を記載する。

【代替日、受講料返金】

- 6 中止となった場合は、できる限り代替日を設けることとする。開講できない場合と、代替日に受講できない受講生には、受講料を返金する。
- 7 継続講座の場合は、受講料は返金しない。

【その他】

- 8 開催施設、交通機関の影響等、状況に応じてこの決めに関わらず中止・開催を決定することができることとする。

静岡県西部地区ストーマリハビリテーション講習会事務局
医療法人社団 松愛会 松田病院
事務局長 新屋善朗